

## 一般社団法人日本計量生物学会 倫理綱領

### 緒言

一般社団法人日本計量生物学会は、定款第3条に謳うように、生物学、医学、農学、その他の関連分野における科学的研究を計量的・数学的・統計的方法を用いて推進するとともに、その研究の普及、研究者相互の交流を促進し、かつ外国の研究団体との連絡を図る目的のため設立され、今日さらに発展を続けている。本学会の会員は、この目的を誠実に希求すると共に、科学者・専門家としての社会からの負託に応えなければならない。そのための指針として、日本学術会議「科学者の行動規範」を遵守すると共に、以下に制定する倫理綱領に従って行動する。

- 第1条 会員は、計量生物学の研究・教育・実践を行うに際し、法令や関係規則を遵守して公正を維持し、社会の信頼に応えたと共に、計量生物学の専門職としての社会的意義および評価を高めるよう努める。
- 第2条 会員は、自らの研究の実施ならびにその発表内容が社会や環境に与える影響に配慮して研究目的を設定し計画を立案する。
- 第3条 会員は、自らの研究の実施に際し、研究対象や研究協力者らの人権やプライバシーを十分に尊重すると共に、動物愛護や環境保護に努める。
- 第4条 会員は、自らの研究活動等に際して個人を尊重し、性、年齢、職位、民族、思想信条、宗教などによる差別をしない。
- 第5条 会員は、自らの研究や行動に関する種々の利害関係の相克や利益相反の有無に十分注意を払い、それらをできる限り回避するよう努力すると共に、利害関係の相克や利益相反が懸念される場合にはその事実を適切な手段をもって公にする。
- 第6条 会員は、専門家としての自由な発想による活動を妨げられるものではないが、その活動に対し責任を負い、他者の自由な活動を最大限尊重しその貢献を評価する。
- 第7条 会員は、研究成果の発表や関連する事業などへの参加などの行動に対し、常に開かれた討論の場を保持し検証可能な情報を提供する義務を負う。
- 第8条 会員は、研究対象たるデータの取り扱いには十分注意を払わなければならない。種々の理由によりデータの開示が認められていない場合は許諾なく開示してはならない。逆に、データが公になっている場合には研究成果の公表に際してはデータソースを明らかにしなくてはならない。

附則 本綱領の変更は、一般社団法人日本計量生物学会理事会の議決を経ることとする。  
2016年6月16日 施行（一般社団法人日本計量生物学会設立）